

## 3 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況 2009年度実績

(表5)

学部・学科		認定者数 (A)	大学・短大・高専等		その他		1人当たり 平均認定 単位数 (B+C)/A
			認定単位数(B)		認定単位数(C)		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
神学部							
計							
文学部	文化歴史学科	1				2	2.0
	総合心理科学科	3		21		2	7.7
	文学言語学科	38		485		41	13.8
計		42		506		45	13.1
社会学部	社会学科	19		175		22	10.4
計		19		175		22	10.4
法学部	法律学科	12		78		10	7.3
	政治学科	7		83		4	12.4
計		19		161		14	9.2
経済学部		97		92		528	6.4
計		97		92		528	6.4
商学部		417		121	1,504	415	4.9
計		417		121	1,504	415	4.9
理工学部	生命科学科	1		6			6.0
計		1		6			6.0
総合政策学部	総合政策学部(1年)	3	4		4		2.7
	総合政策学科	60	301		153		7.6
	メディア情報学科	4	31		13		11.0
計		67	336		170		7.6
人間福祉学部	社会福祉学科						
	社会起業学科	14		192		2	13.9
	人間科学科						
計		14		192		2	13.9

教育学部	幼児・初等教育学科	1				2	2.0
	臨床教育学科						
計		1				2	2.0
合 計		677	336	1,253	1,674	1,028	6.3

[注] 1 原則として、大学設置基準第29条及び第30条で規定された「大学以外の教育施設等における学修」と「入学以前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載すること。

ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を自大学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含めること。

2 「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校の特攻科における学修を、「その他」欄には①大学専攻科、②高等専門学校（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、③専修学校専門課程（修業年限が2年以上のもの）（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、④教育職員免許法に基づく認定講習・公開講座（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑤社会教育主事講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑥司書・司書補講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑦司書教諭講習（大学において大学教育に相当する水準と認めたもの）を記載すること。

3 2009年度の実績を記入すること。

4 編入学生はここには含めないこと。